

# 青森県報

号外第三十八号

令和五年  
四月一日  
(土曜日)

## 目次

### 告 示

○包括外部監査契約の締結……………(行政経営課) ……一

○二以上の地域県民局の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局の指定の一部改正……………(農村整備課) ……一

○三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額……………(文教課) ……一

### 人事委員会

○青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報の廃止……………(事務局) ……二

## 告 示

### 青森県告示第二百五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により令和五年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 包括外部監査契約の期間の始期

令和五年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

高橋 政嗣

青森市古川一丁目一〇の二

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

### 青森県告示第二百五十五号

平成十九年四月一日青森県告示第二百六十四号(二以上の地域県民局の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局の指定)の一部を次のように改正する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表に次のように加える。

県営中畑揚水機場地区広域農業用水適正 管理対策事業に関する事務	中南地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
県営廻堰揚水機場地区広域農業用水適正 管理対策事業に関する事務	中南地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局

### 青森県告示第二百五十六号

青森県三内丸山遺跡センター条例(平成三十年三月青森県条例第二号)別表第一号の規定に基づき、三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額を次のとおり定める。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

特別展「三内丸山と漆」の観覧		特別展「三内丸山とヒスイ」の観覧		区	
個人		個人		分	
団体(二十人以上のものに限る。)		団体(二十人以上のものに限る。)		金額(一回につき)	
一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及びび学生	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及びび学生	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及びび学生
一人につき七百二十円	一人につき三百六十円	一人につき六百四十円	一人につき三百二十円	八百円	四百円

# 人事委員会

## 人事委員会告示五第一号

平成十八年五月十七日人事委員会告示十八第一号(青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報)は、廃止する。

令和五年四月一日

青森県人事委員会委員長 奥崎 栄 一

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭